

2-3 園路計画

(1) 基本方針

園路は、浜松城跡としての価値を損なわない範囲で、利用者が安全で快適に利用できるよう配慮する。来訪者が浜松城跡の見所を効率よく見学するため、動線との関係から必要となる地点に最小限の園路整備を行う。

往時の道は現状では明確になっていないが、判明した場合は、舗装の仕上げを変えるなどの配慮を行い、遺跡の理解に誤解が生じないようにする。また、本来の城道とは関係なく公園施設として整備された園路についても、利用者が誤解を生じないように、舗装の仕上げや存続・廃止などについて検討する。

① 幅員

主要な園路の幅員は、車いす使用者同士が行き違いしやすいよう 180cm 以上が必要である。⇒階段を除く既存園路は、この基準に適合しているため、現状維持とする。

② 縦断勾配

縦断勾配は、高齢者及び車いす使用者等が円滑に利用できるよう 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）として設定することが望ましい。ただし、勾配が急な箇所を改良すると城跡の本質的価値の保存に支障をきたす場合は、既存園路の利用を基本とし、人的補助（ビジターセンター管理人や観光ボランティアガイド等）やサインへの勾配表示により負担を軽減する。

③ 舗装

舗装材料は、通行しやすさ及び歴史的な周辺景観との調和、耐久性、経済性の面から適切に選定する。

④ 危険箇所への対応

利用者の安全確保のため、石垣の危険箇所や階段、斜面の法肩等の危険箇所には対応が求められる。

⇒既に竹矢来や立入り禁止柵が設置され、階段や斜面の法肩等の危険箇所には適宜手すりが設置されているため、現状維持とする。（設置箇所は p50 石垣保存・修復の経緯を参照）

(2) 整備計画

①【新規整備】南エントランスから清水曲輪へのスロープ

車いすやベビーカー使用者がビジターセンターを訪れてから、清水曲輪、西端城曲輪を通り、天守曲輪へ向かうルートとして選択できるよう、南エントランスと西端城曲輪の高低差約 9.6m を 8%以下で結ぶスロープを設置する。

②【改修】西端城曲輪から天守曲輪への園路

車いすやベビーカー使用者の通行を想定しているが、縦断勾配が約 15%と急傾斜である上、目地の大きい小舗石舗装で修景されているため、通行しにくく雨天には滑りやすい。そこで、車いすやベビーカーの通行に配慮して、平坦で固くしまっていて滑りにくい路面に改修する。

③【新規整備】本丸東端の法肩

既存植生により立入りが抑制されていた箇所であり、現状では柵が設置されていないが、樹木伐採を実施する区間は、転落防止のための柵を設置する。

④【新規整備】高齢者、身体障害者用の駐車場

高齢者、障害者等の自動車での来訪を想定する場合、平成 22 年度現在はメインエントランスゾーンの駐車場に身体障害者用駐車スペース（4 台）及び思いやり駐車場（4 台）が確保されているが、ここから歴史ゾーン見学の出発点となるビジターセンターまでは、約 300m の一部起伏のある園路を通行することになる。

そこで、障害者、高齢者等が歴史ゾーンを円滑に利用できるように、1-2 動線計画のように、当該ゾーン内に新たに設置する駐車場に駐車し、ビジターセンターを見学した後、自動車で美術館駐車場に移動する動線を設定する。

新たに設置する駐車場は車いす使用者が円滑に利用できる規模とし、設置数は、ビジターセンターの障害者、高齢者等が同時に利用することを考えて 2 台分を確保する。

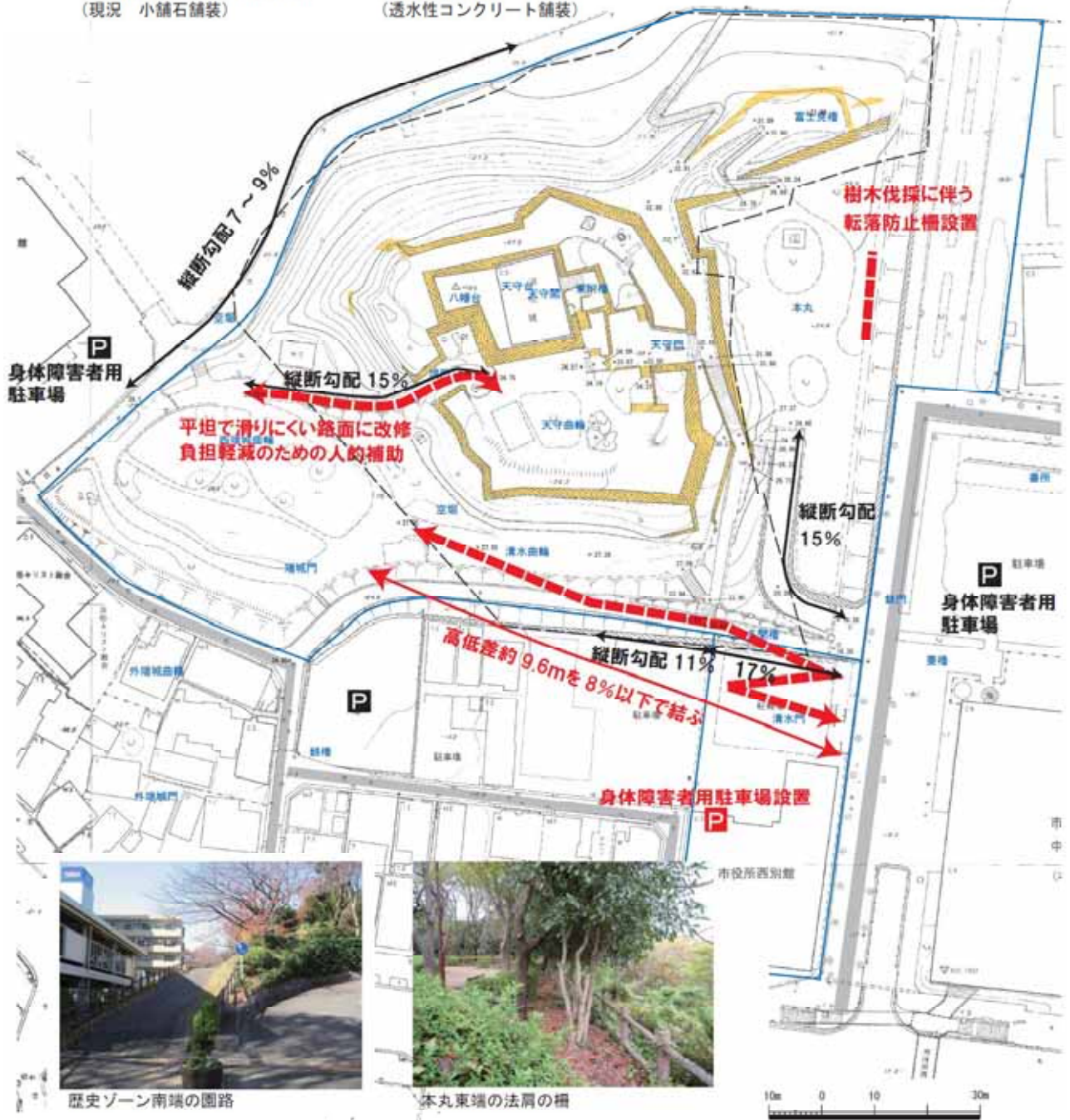
園路整備計画図



西端城曲輪と堀門をつなぐ園路
(現況 小舗石舗装)



園路の整備事例
(透水性コンクリート舗装)



歴史ゾーン南端の園路



本丸東端の法肩の柵